

情報公開第00463号  
令和4年5月12日

特定非営利活動法人 情報公開市民センター  
理事長 新海 聡 様

外 務 大 臣



### 決定書の謄本送付について

平成16年2月10日付けでなされた異議申立てに対する決定書の謄本を送付します。

#### 付属添付

※ この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

# 決 定 書

愛知県名古屋市中区丸の内3-7-9

チサンマンション丸の内第2 303

異議申立人 特定非営利活動法人

情報公開市民センター

理事長 新海 聡

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（以下「法」という。）に基づく開示請求に対する行政文書開示決定等（別表1「開示決定番号」、以下「原決定」という。）に対して、上記異議申立人が平成16年2月10日付で提起した異議申立てについて、次のとおり決定する。

## 主文

原決定において不開示とした部分の決裁書のうち、別表1に掲げる文書につき、その全部を不開示とした各決定の五類型に係る文書について、別表2に掲げる部分を除く部分については、原決定を変更し一部開示する。

その余の部分については、異議申立てを棄却する。

## 異議申立ての要旨

一部不開示決定について、その取消しを求める。

## 決定の理由

原決定について改めて検討した結果、別表1に掲げる文書につき、その全部を不開示とした各決定について、異議申立人が開示すべきとし、当省がなお不開示とすべきとしている部分については、別表2掲げる部分を除く部分については、法5条1号、3号、6号のいずれにも該当するとは言えず、開示するこ

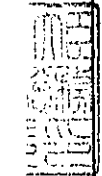
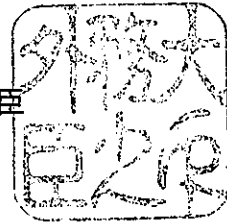
とが妥当であるとの判断に至った。

その余の部分については、原決定は妥当であると判断するに至った。  
よって、主文のとおり決定する。

なお、本件異議申立てに関し、法第18条の規定に基づき、別表1のとおり  
情報公開・個人情報保護審査会に諮問を行い、令和3年10月21日付令和3  
年度（行情）答申第308号ないし第316号を得た。

令和4年5月12日

外務大臣



別表 1

	開示決定		諮問書の番号	
	1	平成 15 年 11 月 14 日	情報公開 第 01832 号	平成 30 年 12 月 19 日
2	平成 15 年 11 月 14 日	情報公開 第 01831 号	平成 30 年 12 月 19 日	情報公開 第 01676 号
3	平成 15 年 11 月 14 日	情報公開 第 01837 号	平成 30 年 12 月 19 日	情報公開 第 01677 号
4	平成 15 年 11 月 14 日	情報公開 第 01840 号	平成 30 年 12 月 19 日	情報公開 第 01678 号
5	平成 15 年 11 月 14 日	情報公開 第 01842 号	平成 30 年 12 月 19 日	情報公開 第 01680 号
6	平成 15 年 11 月 14 日	情報公開 第 01841 号	平成 30 年 12 月 19 日	情報公開 第 01683 号
7	平成 15 年 11 月 14 日	情報公開 第 01835 号	平成 30 年 12 月 19 日	情報公開 第 01686 号
8	平成 15 年 11 月 14 日	情報公開 第 01836 号	平成 30 年 12 月 19 日	情報公開 第 01687 号
9	平成 15 年 11 月 14 日	情報公開 第 01827 号	平成 30 年 12 月 19 日	情報公開 第 01688 号

別表 2

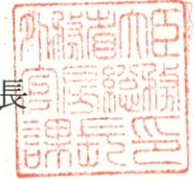
本邦関係者訪問の 際の献花の購入費 に係る文書	決裁書	「金額」
	領収書及び 請求書等	「支払先」及び「調達先」に関する情 報
	支払証拠書台 紙	「整理番号」
個人に関する情報		

本書は、決定書の謄本である。



令和4年5月12日

外務省大臣官房総務課長



## 【開示実施手数料の算定】

### ①基本額

「開示請求対象行政文書一覧表」の各行政文書毎に、チェックした開示実施の方法及び数量から開示実施手数料を算出し、合計額を算出してください。

### ②媒体料金

CD-R、DVD-R又はFDでの交付を希望される場合は、希望する媒体の料金を加えてください。  
CD-R(1枚): 100円、DVD-R(1枚): 120円、FD(1枚): 50円

※複数の開示実施を同時に申し出る場合、媒体の容量の範囲内で、まとめて1枚の媒体に複写することが可能です。その場合は、必要な枚数分の媒体料金のみ納付して下さい。必要となる媒体の枚数の判断が困難な場合は、公文書監理室の開示実施担当までご連絡ください。

### ③開示請求手数料の控除(今回の控除額は0円となります。)

開示請求1件につき、開示請求手数料分を上限として控除されます。  
(実施申出が複数回ある場合でも上限は同じ。)

上記①②③を次の式にあてはめて、最終的な開示実施手数料を算出して下さい。

$$\text{開示実施手数料} = (\text{①基本額} + \text{②媒体料金}) - \text{③今回の控除額}$$

## 【開示実施手数料の納付】

開示実施手数料額面の収入印紙を「行政文書の開示の実施方法等申出書」に貼付してください。

## 【開示実施手数料の減免(免除)】

①生活保護を受けているなど経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示実施手数料の減額または免除を受けることができます。  
(限度額は、法施行令第14条に記載。)

②減額又は免除を受けたい方は「開示実施手数料の減額(免除)申出書」を提出してください。

## 【写しの送付を希望する場合の郵送料】

①封筒(定形外) 1枚20g

②写しの送付を希望する媒体の重量

A4版用紙1枚4.3g×枚数、CD-R(1枚)60g、DVD-R(1枚)60g、FD(1枚)40g

上記①②を足して、最終的な重量を算出し、「国内郵便料金表」(日本郵便)を参考に郵送料を算出してください。

※複数の開示実施を一括して行う場合、「ゆうパック」を利用することで、実際の送料が算定された額よりも安くなる場合があります。

## 【郵送料の納付】

「行政文書の開示の実施方法等申出書」に郵送希望である旨を記入し、最終的な重量の郵便切手を貼り付けない状態で同封してください。

## 【参考】(すべての開示対象文書を紙媒体で開示実施、写しの送付を希望した場合)

### ①開示実施手数料

- ・すべて紙に白黒印刷したものの交付: 別紙参照  
(内訳: 実施手数料 円 - 控除額 円)
- ・すべて紙に印刷し閲覧: 別紙参照  
(内訳: 実施手数料 円 - 控除額 円)

### ②郵送料(見込み額)

すべての写しの送付を希望する場合の郵送料(見込み) 1100 円(ゆうパック推奨)